

令和5年11月16日
子ども・若者部

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく 保育施設等における在宅子育て支援の取組みの拡充について

1 主旨

世田谷区では、在宅で子育てをしている0歳児から2歳児の家庭が多く、また、日常的に子どもをみてもらえる親族や知人が少ないという現状を踏まえ、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減するとともに、未就園児も含めた一人ひとりの健やかな成長を図っていくことが重要である。

区では現在、保護者の子育て負担の軽減等を目的に、区立保育園及び私立保育園における一時保育のほか、ほっとステイや認証保育所等における理由を問わない一時預かりを実施しているところだが、子どもの他者との関わりの機会を増やし、健やかな成長をより一層図るためには、理由を問わずに定期的に預けられる取組みに加え、利用者負担を軽減し、一時預かりの利用をさらに促進することが必要である。

そのため、国や都の補助事業を活用し、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく、保育施設等を活用した在宅子育て家庭への支援の充実を図るための取組みを報告する。

2 支援内容

（1）多様な他者との関わりの機会の創出事業

①概要

在宅子育て家庭の育児負担及び子育て不安の軽減と、未就園児が多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、令和6年4月から、私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園において、施設における空き定員や空きスペースを有効活用し、保護者の就労等の有無にかかわらず、未就園児を一定期間預かる事業を実施する。

なお、都では、国の「こども誰でも通園制度（仮称）※」の創設に向けたモデル事業の要件を緩和するとともに補助内容を拡充し、未就園児を保育所・幼稚園・認定こども園等で定期的に預かる「多様な他者との関わりの機会の創出事業（補助事業）」を令和5年度から開始していることから、当該補助事業を活用し、本事業を実施する。

※現在、文京区・中野区等においてモデル事業として実施しており、今後、試行的事業の実施方針を取りまとめる予定

②実施内容（詳細は別紙1のとおり）

- ・実施施設：私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園
- ・対象児童：特定教育・保育等を利用していない0～2歳児（対象年齢は施設種別により異なる）
私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業では0歳児の要配慮児・障害児も対象とする
※他の年齢については事業者判断
- ・契約期間：原則2か月以上
- ・利用料金：2,200円/日（低所得世帯等の減免あり）
- ・運営体制：設備、人員基準は一時預かり事業(国制度・都制度)と同様の基準
- ・その他：対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。また、保護者に対して定期的な面談を実施し、子育てに関する助言等を行う。

なお、余裕活用型で実施する私立保育園においては、年度後半の利用枠が少なくなることが見込まれるため、既に余裕活用型一時保育を実施している区立保育園と同様に、空きが埋まった場合は利用枠がなくなることを案内チラシや区HP等で丁寧に周知していく。

また、区HPで定員の空き情報を毎月公表するほか、ほっとステイ、ファミリー・サポート・センター等を案内することで、空きのある他の実施施設や、他の事業の利用を促していく。

※在園児に限らず就学前の子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を担う区立保育園においては、令和6年4月の児童福祉法改正により、子ども家庭支援センター等と連携し、要支援世帯等の一時預かりを強化する予定であることを踏まえ、本事業は実施しない。

※子ども・子育て支援事業計画調整計画（計画期間：令和5・6年度）における一時預かり事業の確保数に算入する。

	利用要件あり	利用要件なし
定期・長時間	【一時保育】 ・区立保育園 （空き定員のある園/5か月～就学前0歳児は実施園のみ） ・私立保育園等 （48施設/主に1歳～就学前）	【新規】 多様な他者との関わりの 機会の創出事業
スポット・短時間		【理由を問わない一時預かり】 ・区立拠点園 （3施設/5か月～3歳） ・ほっとステイ （26施設/主に4か月～3歳） ・認証保育所 （9施設/主に5か月～2歳）

③必要経費

多様な他者との関わりの機会の創出事業（補助率：都 10/10）（単位：千円）

施設種別	歳出	歳入	区負担
私立保育園	188,985	188,985	0
私立認定こども園	2,459	2,459	0
地域型保育事業	30,773	30,773	0
認証保育所	248,724	248,724	0
私立幼稚園	331,632	331,632	0
合計	802,573	802,573	0

※利用者負担軽減に係る必要経費は（２）③必要経費を参照

（２）一時預かり利用者負担軽減事業

①概要

保育所等を利用していない在宅子育て家庭の保護者が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることで、心理的・身体的負担を軽減することが求められている中で、令和6年4月の児童福祉法改正により、低所得世帯等を対象とした、国の一時預かり利用者の負担軽減事業が開始される。

区では、本事業（今年度から開始している同様の都事業を含む。）を活用して低所得世帯等における利用者負担を軽減することにより、一時預かり事業等の利用促進を図り、子どもの健やかな成長を支援する。

②実施内容（詳細は別紙2のとおり）

- ・対象世帯：生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、
その他要支援児童のいる世帯（利用勧奨・措置世帯を想定）

- ・補助基準額：3,000円/日

※国の補助事業では対象世帯により補助基準額を段階的に設定（1,500円～3,000円）しているが、区では事業者における代理受領方式の導入にあたって、利用料の計算を簡素化するため、補助基準額を一律3,000円に設定する。

- ・実施方法：一時預かり事業者が対象者の利用料を軽減し、後日、軽減分について区に補助の申請を行う代理受領方式を基本とする。
ただし、事業者の体制や対象者の希望に応じ、対象者の申請による直接払い（償還払い方式）も可とする。

③必要経費

(単位：千円)

事業種別	歳出	歳入	区負担
一時預かり事業（国・都補助あり）	21,377	10,780	10,597
多様な他者との関わりの機会の創出事業（都補助あり）	63,307	61,541	1,766
認証保育所の一時的預かり事業（都補助あり）	198	98	100
保育室の一時的預かり事業	155	0	155
合計	85,037	72,419	12,618

3 今後のスケジュール

令和5年12月 子ども・子育て会議
利用者への周知及び事業者への説明

令和6年4月 事業開始

多様な他者との関わりの機会の創出事業 区実施内容一覧

別紙 1

	私立保育園等	認証保育所	私立幼稚園
実施施設	私立保育園、私立認定こども園（幼稚園型を除く）、地域型保育事業（0歳児定員に空きがある園のみ）	認証保育所	私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
対象年齢	0歳児（生後5か月以上） ※受入れ開始月齢が6か月の園は、生後6か月以上	原則0歳児（生後5か月以上）～2歳児 ※対象年齢は施設により異なる	原則2歳児のみ
実施方式	余裕活用型	都単独型	一般型
実施場所	0歳児クラス保育室	施設の空きスペース	空き保育室又は教育時間外の保育室等
利用定員	0歳児空き定員の範囲内	2名以上	設備基準に応じた人数の範囲内
利用要件	なし（特定教育・保育施設等を利用していないこと）	なし（特定教育・保育施設等を利用していないこと）	なし（特定教育・保育施設等を利用していないこと）
利用時間	1日8時間以内 延長あり（施設により異なる）	1日8時間以内 延長あり（施設により異なる）	1日8時間以内 延長あり（施設により異なる）
契約期間	原則2か月以上（年度内で終了） ※ただし、定員の空きがなくなった場合は当月末で利用終了	原則2か月以上（年度内で終了）	原則2か月以上（年度内で終了）
利用料金	月額上限2,200円、延長上限275円/時	月額上限2,200円、延長上限275円/時	月額上限2,200円、延長上限275円/時
料金減免	生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 月額3,000円（上限額）	生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 月額3,000円（上限額）	生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 月額3,000円（上限額）
現在の事業との関係性	1歳児以上についてはこれまで通り専用室で一般型一時預かり事業として実施する。	本事業の利用時間は月48時間未満とする。 月48時間以上の利用は通常の認証保育所の受託児童として、契約期間が2か月に満たない場合は、一時預かり事業の受託児童として取り扱う。	区内私立幼稚園は、一般型一時預かり事業及び幼稚園型Ⅱ一時預かり事業の実施園なし。 類似サービスとしてプレ保育（法的根拠・基準なし。園独自の保育体験サービス）があるが、補助事業ではない。
補助金	都10/10 運営費として月額653千円（上限額。0歳児の欠員による運営費の減収額を参考に、受入れ実績に応じた補助金を支給） 開設準備経費として初年度のみ500千円（上限額）	都10/10 運営費として月額653千円 開設準備経費として初年度のみ4,000千円（上限額）	都10/10 運営費として月額7,844千円（上限額） 開設準備経費として初年度のみ4,000千円（上限額）
実施施設数（想定）	私立保育園：178園中58園 私立認定こども園：4園中1園 地域型保育事業：21事業中8事業	認証保育所：33園中21園	私立幼稚園：53園中28園

一時預かり利用者負担軽減事業補助対象施設一覧

別紙2

	事業区分	施設種別	要件	施設利用料 (日額)	補助実施後の利用者負担額 (日額)	
					生活保護／住民税非課税／ 年収360万円未満世帯	要支援児童世帯
様々な手法による一時預かり	既存の一時預かり	区立保育園	あり	【半日利用】 1,500円 【1日利用】 3,000円	【半日利用】 0円 【1日利用】 0円	【半日利用】 0円 【1日利用】 0円
		私立保育園・認定こども園等	あり			
		保育室	あり			
		認証保育所	なし	【4時間利用】 0歳児 3,600円 1歳児 2,500円	【4時間利用】 0歳児 600円 1歳児 0円	
		ほっとステイ ※	なし			
		企業主導型保育事業	なし	規定なし (事業者の自由設定)		
	【新規】多様な他者との関わりのおこし事業	私立保育園・認定こども園等	なし	【1日利用】 2,200円	【1日利用】 0円	
		認証保育所	なし			
		私立幼稚園	なし			

※ ほっとステイの金額は、地域展開型事業及び区立保育園おでかけひろばによる実施を想定している